

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	たばこ税等の増税をめぐる経緯 －防衛財源確保のための税制措置の議論に向けて－
著者 / 所属	高木 夏子 / 財政金融委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	459号
刊行日	2023-8-2
頁	202-217
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20230802.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

たばこ税等の増税をめぐる経緯

— 防衛財源確保のための税制措置の議論に向けて —

高木 夏子

(財政金融委員会調査室)

1. はじめに
2. たばこ税の概要
3. たばこ税の主な沿革
4. 臨時の財政需要に対応するための税制措置
5. 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置
6. 今後の議論に向けた主な論点

1. はじめに

たばこに係る税については、たばこが伝統的に財政物資¹として位置付けられていることもあり、様々な財政需要に際してしばしば増税が実施されてきた。また、結果的に見送られたものの、湾岸危機や東日本大震災に伴う臨時の財政需要に際して、法人税等の付加税の創設とともにたばこ税の時限的な増税が検討された例もある。

岸田内閣は防衛力を抜本的に強化する方針を固め、与党の令和5年度税制改正大綱²（以下「与党税制改正大綱」という。）には、その財源の一部を賄うための税制措置として、「令和6年以降の適切な時期」に、所得税、法人税及びたばこ税の増税を行う旨が明記された。今後、法制化に向けて、詳細についての検討が行われる見通しである。

本稿では、たばこ税等の沿革とともに、湾岸危機及び東日本大震災に際しての臨時の財

¹ 政府は、たばこに対する課税の基本的な考え方として、「たばこが特殊な嗜好品としての性格を持つと、（中略）すなわち、たばこが生活必需品ではないと、これに税負担を求めても言わば消費の基礎的な部分に対する課税とならないということ。それから、これは財政当局の立場からしますと、嗜好性が強いために税負担による価格変化に対して消費の変化が比較的小さいということから、財政物資として課税することで収入を安定的に得られるということから従来いわゆる財政物資とされまして、その生産とか消費に国が関与するとともに、他の一般物品に対して高い税率をお願いしているという考え方でございます。」と答弁している（第159回国会参議院外交防衛委員会会議録第18号3～4頁（平16.5.18））。また、たばこ事業法（昭和59年法律第68号）の目的にも「財政収入の安定的確保」が含まれている（第1条）。

² 「令和5年度税制改正大綱」（令和4年12月16日 自由民主党・公明党）

政需要に対応するために講じられた税制措置におけるたばこ税関係の議論の経緯等を概観し、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置に関する今後の議論に向けて、主な論点を整理する。

2. たばこ税の概要

(1) 制度の概要

たばこは、特殊な嗜好品としての性格に着目して、伝統的にいわゆる財政物資と位置付けられており、他の物品と比較して重い税負担が求められてきている。現在、たばこに係る税には、国が課税主体である国のたばこ税及びたばこ特別税と、地方公共団体が課税主体である地方のたばこ税（道府県たばこ税及び市町村たばこ税³）がある。

ア 課税物件と納税義務者

たばこ税は、製造たばこを課税物件とし、製造たばこの製造者及び製造たばこを保税地域から引き取る者を納税義務者として課される税である⁴。「製造たばこ」とは、葉たばこを原料の全部又は一部とし、喫煙用、かみ用又はかぎ用に供し得る状態に製造されたものをいう（たばこ事業法第2条第3号）。

そして、たばこ税法（昭和59年法律第72号）は、製造たばこを、喫煙用、かみ用及びかぎ用の製造たばこに区分し、さらに喫煙用の製造たばこについては、紙巻たばこ、葉巻たばこ、パイプたばこ、刻みたばこ及び加熱式たばこの五つに区分している。

図表1 たばこに係る税の税率

	国税			地方税			合計
	たばこ税 (円/千本)	たばこ特別税 (円/千本)	小計 (円/千本)	道府県たばこ税 (円/千本)	市町村たばこ税 (円/千本)	小計 (円/千本)	
紙巻たばこ	6,802	820	7,622	1,070	6,552	7,622	15,244
葉巻たばこ							
パイプたばこ							
刻みたばこ							
かみ用及びかぎ用の製造たばこ							
加熱式たばこ							
令和5年度予算額	(億円)	(億円)	(億円)	(億円)	(億円)	(億円)	(億円)
令和5年度地方財政計画額	9,350	1,128	10,478	1,471	9,008	10,479	20,957

- (注) 1. 上記は、令和5年1月現在の税率。
 2. たばこ特別税は平成10年12月1日から実施。
 3. 葉巻たばこ(※)及びパイプたばこは1gを紙巻たばこの1本に、刻みたばこ、かみ用及びかぎ用の製造たばこは2gを紙巻たばこの1本に、それぞれ換算する。
 ※1本当たりの重量が1g未満の葉巻たばこについては、その1本をもって紙巻たばこの1本に換算する。
 4. 加熱式たばこの換算本数は、次のイ及びロの本数の合計本数による。
 イ その重量(フィルター等を除く。)0.4gを0.5本に換算した本数
 ロ その小売定価(消費税抜き)の紙巻たばこ1本当たりの平均価格をもって0.5本に換算した本数

(出所) 財務省資料を基に作成

イ 課税標準と税率

たばこ税の課税標準は、製造たばこの製造場から移出し、又は保税地域から引き取る製造たばこの本数である。製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの

³ 道府県たばこ税に関する規定は都に、市町村たばこ税に関する規定は特別区にそれぞれ準用される。

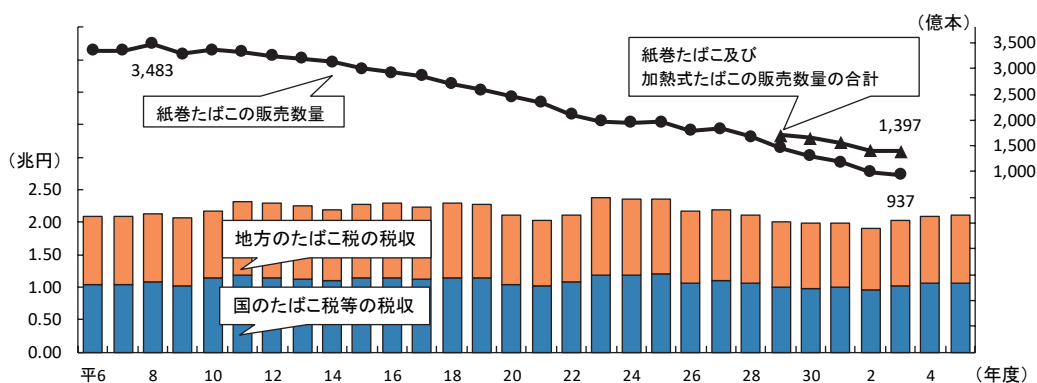
⁴ 道府県たばこ税及び市町村たばこ税の納税義務者は、製造たばこにつき、小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をする製造たばこの製造者、特定販売業者及び卸売販売業者である。

本数によるものとされ、葉巻たばこ⁵及びパイプたばこは1gを1本に、刻みたばこ、かみ用及びかぎ用の製造たばこは2gを1本に、それぞれ換算する。加熱式たばこの課税標準は、「重量」と「価格」に応じた換算方式により換算した紙巻たばこの本数の合計本数とされている。製造たばこに係るたばこ税等の税率は、**図表1**のとおりである⁶。

(2) たばこ税等の税収

我が国における紙巻たばこの販売数量は、平成8年度の3,483億本をピークに減少に転じ、令和3年度には937億本にまで落ち込んでいる（**図表2**）。紙巻たばこと加熱式たばこの販売数量の合計で見ると、令和3年度は1,397億本となるが、減少傾向にあることは変わらない。令和5年度の国のたばこ税等の税収は1.05兆円（地方のたばこ税の税収と合わせて2.10兆円）と見込まれている。紙巻たばこの販売数量が減少しているのに対して、たばこ税等の税収は、累次の税率引上げ等が行われてきた結果、国・地方合わせて2兆円程度で安定的に推移している。

図表2 紙巻たばこ等の販売数量とたばこ税等の税収の推移



(備考) 1. 国のたばこ税等の税収は令和3年度までは決算額、令和4年度は補正後予算額、令和5年度は予算額。
 2. 地方のたばこ税の税収は令和3年度までは決算額、令和4年度及び令和5年度は地方財政計画額。
 3. たばこの販売数量は日本たばこ協会調べ(平成29年度から令和元年度までの加熱式たばこの販売数量については財務省調べ)による販売実績。

(出所) 財務省資料を基に作成

国のたばこ税収は、一般会計に組み入れられている^{7,8}。たばこ特別税収については、日本国有鉄道（以下「国鉄」という。）清算事業団の長期借入金に係る債務等の返済財源に充てられるため、全額、国債整理基金特別会計に組み入れられている。

⁵ 1本当たりの重量が1g未満の軽量な葉巻たばこについては、令和2年度税制改正により、葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算することとされている。
⁶ 旧3級品の紙巻たばこ（「わかば」、「エコー」、「しんせい」、「ゴールデンバット」、「ウルマ」、「バイオレット」の6銘柄をいう。現在は「ウルマ」を除き、紙巻たばことしては廃止されている。）については、平成28年3月31日まで特例税率が課されていたが、平成27年度税制改正により、平成28年4月1日から令和元年9月30日までの間に段階的に引き上げられ、特例税率が廃止された。
⁷ 平成26年度までは、国のたばこ税収の25%相当額が地方交付税交付金の一部として地方公共団体に配分されていた。地方交付税法等の一部を改正する法律（平27年法律第3号）により、平成27年度から地方交付税の対象税目からたばこ税を除外することとされた。
⁸ 道府県たばこ税及び市町村たばこ税はいずれも普通税であり、その税収はそれぞれ都道府県又は市区町村の一般財源に充当されている。

3. たばこ税の主な沿革

(1) たばこ消費税、たばこ税の創設

ア 専売制度の廃止とたばこ消費税の創設⁹（昭和60年）

たばこについては、明治37年以来、製造から販売に至る全段階を国が独占する専売制度が実施され、昭和24年6月に日本専売公社が発足して以降は、同公社からたばこの売上げの一部が専売納付金として国庫に納められていた。昭和57年7月の第2次臨時行政調査会の答申¹⁰において、①市場開放要請に適切に対応するとともに、競争原理の導入による効率化の促進を図るため、輸入の自由化を行うこと、②経営の自主責任体制の確立等のため、公社制度を抜本的に改革すること等が示され、同年9月に行政改革大綱¹¹が閣議決定された。昭和59年8月に成立した専売改革関連法¹²により、昭和60年4月に日本専売公社は民営化され、専売納付金制度が廃止されるとともに、たばこ消費税（国税）が創設された¹³。

イ 消費税創設に伴う名称変更等（昭和63年）

昭和63年12月、消費税法（昭和63年法律第108号）によって消費税が創設されたことに伴い、既存の間接税について、消費税との調整を図るため、関連税法の改廃が行われた¹⁴。その一環として、たばこ消費税法の改正により、たばこ消費税の名称が「たばこ税」に改められたほか、たばこに関する現行の税負担水準を維持しつつ、消費税との負担を調整するため課税方式を従量税方式に一本化する^{15、16}とともに、税率の改正が行われた¹⁷。創設時の国のたばこ税の税率は、3,126円／千本であった。

(2) たばこ特別税の創設（平成10年）

国鉄は、昭和62年4月に分割民営化されたが、その際鉄道公団債務や年金負担も含め37.1兆円という膨大な債務を残した。そのうち11.6兆円は民営化会社であるJR等が引き継ぎ、残りの25.5兆円は国鉄清算事業団が引き継いだ。そして、その25.5兆円の返済については、

⁹ 地方のたばこ税は、地方税法の一部を改正する法律（昭和29年法律第95号）により地方のたばこ消費税（道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税）として創設され、名称変更等を経て現在まで存続している。

¹⁰ 「行政改革に関する第三次答申（基本答申）」（昭和57年7月30日 臨時行政調査会）

¹¹ 「今後における行政改革の具体化方策について（行政改革大綱）」（昭和57年9月24日閣議決定）

¹² たばこ事業法、日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）、塩専売法（昭和59年法律第70号（平成9年4月1日の塩事業法施行により廃止）、たばこ事業法等の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）及びたばこ消費税法（昭和59年法律第72号（現たばこ税法））

¹³ たばこ専売制度廃止前の専売納付金制度は、年度ごとに製造たばこの種類別、等級別の定価代金に法定納付金率を乗じて算出した額から地方のたばこ消費税納付額を控除した額を専売納付金として国に納付するものであった（納付金率法定制度）。たばこ消費税は、製造たばこに対し従価割額及び従量割額の合算額によって課税することとされた。

¹⁴ 所得税法等の一部を改正する法律（昭和63年法律第109号）

¹⁵ たばこ消費税については従価従量併課制度が採用されていたが、たばこ税については、その簡素化を図り、併せて税収の安定的確保にも資するとの観点から、従量税制度一本に改められた。

¹⁶ 地方のたばこ消費税についても同様に、道府県たばこ消費税が道府県たばこ税に、市町村たばこ消費税が市町村たばこ税に、それぞれ改められるとともに、課税方式が従量税制度一本に改められた。

¹⁷ 税率の改正については、たばこに対する税負担を増加させないとの観点から、消費税相当分をたばこ税の税率引下げで調整することとされた。また、たばこ消費税の税率はたばこの種類別に定められていたが、納税事務の簡素化等を図る観点から、原則として単一税率に改められた（紙巻たばこに換算する方式）。

土地やJR株式の売却収入などの自主財源を充てた後、残額を国において処理することが昭和61年及び昭和63年の閣議で決定された¹⁸。そのために必要な「新たな財源・措置」については、土地の処分等の見通しのおおよそつくと考えられる段階で歳入・歳出の全般的見直しと併せて検討、決定するものとされた。しかし、国鉄清算事業団が引き継いだ25.5兆円の債務は、高金利や年金債務増大によってむしろ増大し、平成9年度当初における累積債務は28.1兆円に上った。また、国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定についても、安い外材の増加などで昭和50年代から赤字が続き、毎年2,000億円ずつ債務が膨張する構造となり、平成10年度末で累積債務が3.8兆円に及ぶ見通しであった。

政府は、平成8年12月25日の閣議において、これらの問題について平成9年中に処理方策の成案を得ることを決定した¹⁹。平成9年6月3日に閣議決定された「財政構造改革の推進について」においても、財政構造改革を実現していくために長期債務等の処理が不可欠であるとされ、同年12月17日の財政構造改革会議において、たばこ特別税の創設を含む「国鉄長期債務及び国有林野累積債務の処理のための具体的方策」が決定された。たばこ特別税は利払費等の返済財源とされ、それを明確にするために、その税収は特定財源として国債整理基金特別会計に直入することとされた。

平成10年10月15日、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）及び国有林野事業の改革のための特別措置法（平成10年法律第134号）が成立し、国鉄清算事業団の長期借入金に係る債務等及び国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定の債務を一般会計において承継することとされた。そして、同日に成立した一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）により、上記の債務承継に伴い一般会計の負担が増加することから、当分の間、製造たばこにたばこ特別税を課する等の措置が講じられた。

同法におけるたばこ特別税に係る規定は、同年12月1日から施行された。課税標準は、たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数とすることとされ（第7条）、税率は820円／千本と定められた（第8条）。また、各年度におけるたばこ特別税の収入は、当該各年度の国債整理基金特別会計の歳入に組み入れることとされている（第24条）。

（3）財政状況等を勘案した税率の見直し等

ア 平成11年度税制改正（地方への税源移譲）

平成11年度税制改正においては、近年における我が国の経済社会の構造的な変化、国際化の進展等に対応するとともに現下の著しく停滞した経済活動の回復に資するよう、個人所得課税及び法人課税の在り方についての抜本的な見直しを行うまでの間の措置として、所得税等のいわゆる「恒久的な減税」を行うこととされた。これに伴い、地方財政の円滑な運営に十分配慮するとの観点から、当分の間の措置として、国のたばこ税の税率を引き下げ、地方のたばこ税の税率を同額引き上げることとされた。平成11年5月

¹⁸ 「国鉄長期債務等の処理方策等について」（昭和61年1月28日閣議決定）、「日本国有鉄道清算事業団の債務の償還等に関する基本方針について」（昭和63年1月26日閣議決定）

¹⁹ 「国鉄長期債務等の本格的処理及び平成9年度において講ずる措置について」（平成8年12月25日閣議決定）

1日以後、国のたばこ税については、当分の間、租税特別措置法に規定された特例税率（2,716円／千本）を適用することとされた²⁰、²¹。

イ 平成15年度税制改正（税率引上げ）

平成14年6月、政府税制調査会が公表した「あるべき税制の構築に向けた基本方針」において、たばこ税について「欧米主要国においては、近年、たばこの税負担が引き上げられてきている。たばこの税負担のあり方については、小売価格に占める税負担割合の状況、消費動向、諸外国の動向、財政状況などを総合的に勘案し、今後、税率引上げの是非を検討していく。」とされた。その後の検討を経て、平成15年度税制改正においては、たばこに関する状況が総合的に勘案された上で、現下の厳しい財政事情に対応するため、平成15年7月1日からたばこ税の負担を引き上げることとされた。具体的には、国のたばこ税、地方のたばこ税をそれぞれ1,000本当たり410円ずつ、合計で820円引き上げることとされた（改正後の国のたばこ税：3,126円／千本）。

ウ 平成18年度税制改正（税率引上げ）

平成18年度予算編成に当たり、政府は、我が国の厳しい財政事情を踏まえ、新規国債発行額を大幅に減額し、30兆円にできるだけ近づけるとの方針を示した²²。これを踏まえた取組の一環として、平成18年度税制改正において、たばこ税を平成18年7月1日から引き上げることとされた。その際、国・地方ともに厳しい財政事情に鑑みて行われるものであることから、国、地方のたばこ税をそれぞれ1,000本当たり426円ずつ、合計で852円引き上げることとされた（改正後の国のたばこ税：3,552円／千本）。

なお、平成18年度税制改正におけるたばこ税の増税については、児童手当の拡充のための財源として検討されたとの報道がなされた²³が、谷垣財務大臣（当時）は、非常に厳しい財政事情の下で国債発行を極力圧縮しようという観点から行うものであり、その増収を特定の少子化対策に充てるというような性格のものではない旨答弁している²⁴。

エ 平成22年度税制改正（税率引上げ）

平成21年10月8日の第1回政府税制調査会²⁵において鳩山内閣総理大臣（当時）が行った諮問では、「酒税・たばこ税は健康に対する負荷を踏まえた課税へ、そのために必要な事項について検討すること」とされた。平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定）においては、たばこ税について、「国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要」があるとして、税率の引上げを行うこととされた。具体的には、平成22年10月1日から、国のたばこ税、地方のたばこ税をそれぞれ1,000本当たり1,750円ずつ、合計で3,500円引き上げることとされた（改

²⁰ 地方のたばこ税については地方税法の附則に定められた税率を適用することとされた。

²¹ その後、平成15年度税制改正及び平成18年度税制改正における税率引上げは、本則と租特の税率を共に引き上げた上で、租特の税率を適用することとする形で行われた。平成19年度税制改正において、租税特別措置法に規定された税率が本則化された。

²² 「平成18年度予算編成の基本方針」（平成17年12月6日閣議決定）

²³ 『日本経済新聞』（平17.12.15）等

²⁴ 第164回国会衆議院財務金融委員会議録第3号18頁（平18.2.24）

²⁵ 平成21年9月に発足した鳩山内閣は、従来の与党と政府の税制調査会を一元化し、新たに政治家のみで構成される政府税制調査会を設置した。

正後の国のたばこ税：5,302円／千本）。

オ 平成30年度税制改正（消費税の軽減税率制度導入の財源）

（ア）税率引上げと加熱式たばこの課税方式の見直し

平成30年度税制改正では、高齢化の進展による社会保障関係費の増加等もあり、引き続き国及び地方において厳しい財政事情にあること等を踏まえ、たばこ税の税率を引き上げることとされた。具体的には、国、地方のたばこ税をそれぞれ1,000本当たり1,500円ずつ、合計で3,000円引き上げることとされた。その際、消費者や葉たばこ農家・たばこ小売店等への影響、市場・産業への中長期的な影響、国民の健康増進の観点などを総合的に勘案し、かつ、消費者やたばこ関係事業者の予見可能性を高めるために、3回に分けて段階的に実施することとされ、平成30年10月1日、平成32（令和2）年10月1日及び平成33（令和3）年10月1日に、国・地方合わせて1,000円／千本ずつ引き上げることとされた（令和3年10月1日以後の国のたばこ税：6,802円／千本）。

また、加熱式たばこについて、その製品特性を踏まえた課税方式に見直すことを目的として、喫煙用の製造たばこの区分として、新たに「加熱式たばこ」の区分を設ける²⁶とともに、その課税標準は、重量及び価格による換算方式により算出することとされた。その際、加熱式たばこは企業の開発努力によって新たに生まれた商品であり、その市場も成長の途上にあることも踏まえ、開発努力を行った事業者や加熱式たばこの喫煙者への影響に配慮する観点から、新たな換算方式への移行は、平成30年10月1日から平成34（令和4）年10月1日までの間に5回に分けて段階的に実施することとされた。

（イ）消費税の軽減税率制度導入の財源

上記のたばこ税の見直しによる増収額については、平成30年度末までに確保することとされていた消費税の軽減税率制度導入の財源とすることとされた。

消費税の軽減税率制度は、平成28年度税制改正法²⁷により、平成31（令和元）年10月の消費税率10%への引上げと同時に導入することとされていた。政府は、軽減税率制度の導入に伴う減収額を1兆円程度と見積もっており²⁸、この減収分については、同法附則第170条において、「平成30年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保すること。」と定められていた²⁹。

図表3 消費税の軽減税率制度の導入に当たっての財源の確保

軽減税率制度の導入による減収見込額	1兆890億円程度
個人所得課税の見直し	900億円程度
たばこ税の見直し	2,360億円程度
インボイス制度の導入	2,480億円程度
総合合算制度の見送り	4,000億円程度
これまでの社会保障の見直しの効果の一部の活用	1,070億円程度
計	1兆810億円程度

（出所）財務省資料を基に作成

²⁶ 改正前は、加熱式たばこは「パイプたばこ」に区分されていた。

²⁷ 所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）

²⁸ 第190回国会参議院予算委員会会議録第4号2頁（平28.1.19）

²⁹ 平成28年度税制改正法の成立当初は、消費税率10%への引上げ時期が平成29年4月とされていたことから、軽減税率の導入時期も平成29年4月とされ、その財源確保の期限も「平成28年度末まで」とされていた。その後、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の

政府は、平成30年度末の期限が迫る平成31年2月、軽減税率導入の財源確保策を明らかにした（図表3）。具体的には、個人所得課税の見直しで900億円程度、たばこ税の見直しで2,360億円程度³⁰、インボイス制度の導入で2,480億円程度、総合合算制度の見送り³¹で4,000億円程度、これまでの社会保障の見直しの効果の一部の活用で1,070億円程度、合わせて1.1兆円程度を確保するとされた³¹。

図表4 たばこ税等の税率の推移

税制改正 (年度)	施行	国税			地方税			合計
		たばこ税	たばこ特別税	小計	道府県たばこ税	市町村たばこ税	小計	
S63	H1.4	3,126		3,126	1,129	1,997	3,126	6,252
H9	H9.4	3,126		3,126	692	2,434	3,126	6,252
H10	H10.12	3,126	820	3,946	692	2,434	3,126	7,072
H11	H11.5	2,716	820	3,536	868	2,668	3,536	7,072
H15	H15.7	3,126	820	3,946	969	2,977	3,946	7,892
H18	H18.7	3,552	820	4,372	1,074	3,298	4,372	8,744
H22	H22.10	5,302	820	6,122	1,504	4,618	6,122	12,244
H23	H25.4	5,302	820	6,122	860	5,262	6,122	12,244
H30	H30.10	5,802	820	6,622	930	5,692	6,622	13,244
	R2.10	6,302	820	7,122	1,000	6,122	7,122	14,244
	R3.10	6,802	820	7,622	1,070	6,552	7,622	15,244

(注)実際に適用される税率を記載している(平成11年5月から平成19年3月までは、国のたばこ税については租税特別措置法、地方のたばこ税については地方税法附則に規定された特例税率が適用されていた。)

(出所) 総務省資料を基に作成

4. 臨時の財政需要に対応するための税制措置

湾岸危機における我が国からの資金拠出や東日本大震災からの復興事業等については、その財源確保のために法人税の時限的な付加税を創設するなどの措置が採られた。そしていずれも、少なくとも検討段階においてはたばこ税の増税が予定されていたが、実際には見送られた。以下、その主な経緯等を概観する。

(1) 湾岸危機への対応

ア 我が国による資金援助

平成2年8月2日、イラクは、油田の領有権などをめぐって対立していたクウェートに侵攻した。平成3年1月17日には多国籍軍がイラク軍への爆撃を開始し、湾岸戦争に発展した。多国籍軍に直接参加できない日本は、米国からの要請に応える形で、多国籍軍に対して合計115億ドル(約1兆5,000億円)の資金を援助した。

具体的には、まず、平成2年9月21日に予備費から10億ドル(1,370億円)の支援を行った。その後、米国から追加の資金協力の要請を受け、10億ドルを追加拠出することとし、それに必要な1,300億円が平成2年度第1次補正予算に計上され、同補正予算成立後の

法律等の一部を改正する法律(平成28年法律第85号)によって、消費税率引上げ及び軽減税率制度導入が平成31(令和元)年10月まで延期されたことに伴い、財源確保の期限も平成30年度末まで延期された。

³⁰ 平成30年度税制改正における国・地方のたばこ税の見直しによる増減収見込額は、国のたばこ税については1,280億円の増収、たばこ特別税については102億円の減収、地方のたばこ税については1,182億円の増収とされた(いずれも平年度)(「平成30年度税制改正の大綱」(平成29年12月22日閣議決定))。

³¹ 第198回国会衆議院財務金融委員会議録第3号26、45頁(平31.2.26)

同年12月25日に湾岸平和基金³²へ払い込まれた。さらに、米国側との協議等の結果、平成3年1月24日の湾岸危機対策本部において、新たに90億ドルを湾岸平和基金に拠出することを決め、閣議了解を経て、1兆1,700億円（当時のレート1ドル130円で換算して90億ドル相当）が平成2年度第2次補正予算で措置された。その後、湾岸戦争については、同年2月27日には多国籍軍によるクウェート全土の制圧を経て、4月11日に国連安全保障理事会が正式に終結を確認したが、その後も湾岸地域の平和と安定の回復のために種々の活動が必要となる中で、新たな資金需要が発生していたことに鑑み、予備費から5億ドル相当（700億円）の追加拠出を行った。

イ 財源確保のための税制措置

上記の90億ドルの追加拠出の財源措置については、平成3年1月31日の閣議了解³³において、湾岸地域における平和回復活動を行っている米国等関係諸国に対し、我が国としてその国際的地位にふさわしい支援を行うとの観点から、新たな拠出を行うこととされ、その財源措置については、従来の特例公債によることなく石油税³⁴、法人税及びたばこ税の1年限りの臨時的増税措置により、所要額の確保を図ることとされた。そして、本措置による税収を確保するまでの間は、つなぎのための臨時的な短期国債の発行により、所要の資金調達を行うこととされた。このつなぎ国債は、臨時の税収により償還されるものであるから、臨時の税収は、国債整理基金特別会計に直入することとされた。

この段階における臨時的増税措置の内容は、①法人税については、平成3年4月1日から平成4年3月31日までの間に終了する各事業年度の法人税の額のうち200万円を超える部分につき3.2%の税率により課税する法人臨時特別税を創設し（約5,900億円）、②石油臨時特別税は石油税と同じ課税物件に対して石油税と同額を賦課し（約4,600億円）、③たばこ臨時特別税は1本0.5円の負担増とする（約1,400億円）ものとされていた。

しかし、その後の議論等を経て、財源措置の全てを増税で賄うことは適当でないとして、税外収入の確保と歳出の減額で約5,000億円を賄うこととされた。これに伴い、たばこ臨時特別税の導入は見送られ、法人臨時特別税及び石油臨時特別税についても減額することとされ、平成3年2月15日には先の閣議了解を改正する閣議了解が行われた。

法人臨時特別税は、課税標準が各事業年度の法人税額のうち300万円（当初は200万円）を超える部分、税率は2.5%（当初は3.2%）とされ、石油臨時特別税は、税率が石油税の5割（当初は10割）とされた。これにより、6,680億円（法人：4,400億円、石油：2,280億円）を確保することとされた。

同年3月6日、上記の税制措置を含む、湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成2年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律（平成3年法律第2号）及び平成2年度第2次補正予算が成立し、3月13

³² 湾岸の平和と安定の回復のための国連安全保障理事会の関連諸決議に従って活動している各国を支援するため、日本と湾岸アラブ諸国協力理事会（GCC）との間の平成2年9月21日付の交換公文に基づいて同理事会に設けられた基金。

³³ 「湾岸地域における平和回復活動に対する我が国の支援に係る財源措置の大綱」（平成3年1月31日閣議了解）

³⁴ 所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第8号）により、石油石炭税に改められた。

日に湾岸平和基金への払込みが行われた。

(2) 東日本大震災への対応

ア 主な経緯

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源については、平成23年6月20日に成立した東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号）において、復興に必要な資金を確保するため復興債を発行すると規定され、また、復興債はその他の公債と区分して管理するとともに、別に法律で定める措置その他の措置を講ずることにより、あらかじめ、その償還の道筋を明らかにすることとされた（第8条）。

同法に基づいて東日本大震災復興対策本部が策定した「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日決定、8月11日改定）においては、「復旧・復興のための財源については、次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で連帯し負担を分かち合うことを基本とする。」との基本的考え方が示されるとともに、財源規模について、集中復興期間（平成23年度～平成27年度）の事業規模を国・地方（公費分）合わせて少なくとも19兆円程度と見込んだ上で、平成23年度第1次補正予算等及び第2次補正予算における財源に加え、歳出の削減、国有財産売却のほか、特別会計、公務員人件費等の見直しや更なる税外収入の確保及び時限的な税制措置により13兆円程度を確保することとされた。そして、時限的な税制措置の具体的な内容については、政府税制調査会で検討することとされた。

これを受け、政府税制調査会により示された複数の選択肢を踏まえ、民主党税制調査会において検討が行われた結果、復興財源としての税制措置については、所得税・法人税を中心としつつ、所得税付加税を抑制する観点から、たばこ税について臨時的に上乘せする等の方針が示された。同年10月7日に「平成23年度第3次補正予算及び復興財源の基本方針」が閣議決定され、集中復興期間における復旧・復興対策の財源について、平成23年度第1次補正予算等及び第2次補正予算を除いた残り13兆円程度について、歳出削減及び税外収入による財源確保額が5兆円程度であることを前提に時限的な税制措置を講じることとされた。これを踏まえ、10月28日、時限的な税制措置を含む復興財確法案³⁵が平成23年度第3次補正予算とともに第179回国会に提出された。

イ 税制措置の概要

提出当初の復興財確法案には、時限的な税制措置として、復興特別所得税及び復興特別法人税に加えて、復興特別たばこ税による措置が盛り込まれていた。具体的には、復興特別所得税は、基準所得税額³⁶に対する時限的な付加税（付加税率4%、平成25年1月から平成34年12月まで）、復興特別法人税は、法人税額³⁷に対する時限的な付加税（付加

³⁵ 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案（閣法第4号）

³⁶ 非永住者以外の居住者の場合、全ての所得に対する所得税の額（附帯税を除く）で、外国税額控除を適用しない場合の所得税の額。

³⁷ 所得税額控除等の適用前の法人税額（附帯税を除く）

税率10%、平成24年度から平成26年度まで³⁸⁾、復興特別たばこ税は、たばこ1本に対し1円の臨時特別税（平成24年10月から平成34年9月まで）とされていた。

しかし、平成23年11月10日の民主党、自由民主党及び公明党の合意³⁹⁾により、2年連続の増税⁴⁰⁾となるたばこ増税は見送ることとされ、あわせて、復興特別所得税の期間は25年、付加税率は2.1%とすることとされた。これを踏まえて衆議院で法案修正が行われ、修正後の復興財確法案は同年11月30日に可決、成立した⁴¹⁾。当初は復興特別所得税で5.5兆円、復興特別法人税

で2.4兆円、復興特別たばこ税で1.7兆円をそれぞれ確保することとされていたが、復興特別たばこ税が見送られ、復興特別所得税の増税規模は7.5兆円に拡大されることとなった（図表5）⁴²⁾。

図表5 復興財確法案における税制措置の内容

	法案修正前	法案修正後
復興特別所得税	基準所得税額に対して4%の付加税 (平成25年1月から10年間の措置) 0.6兆円/年×10年=5.5兆円	基準所得税額に対して2.5%の付加税 (平成25年1月から25年間の措置) 0.3兆円/年×25年=7.5兆円
復興特別法人税	基準法人税額に対して10%の付加税 (平成24年度から3年間の措置) 0.8兆円/年×3年=2.4兆円	同左
復興特別たばこ税	たばこ1本に対し1円の臨時特別税 (平成24年10月から10年間の措置) 0.2兆円/年×10年=1.7兆円	実施しない

(出所) 財務省資料等を基に作成

5. 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

(1) 主な経緯

岸田内閣は、骨太方針2022⁴³⁾において、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増しているとの認識の下、「新たな国家安全保障戦略等の検討を加速し、国家安全保障の最終的な担保となる防衛力を5年以内に抜本的に強化する。」との方針を示した。その後、総合的な防衛体制の強化についての検討を行うために立ち上げられた「国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議」は、令和4年11月に報告書⁴⁴⁾を取りまとめ、防衛力の抜本的強化のための財源の確保について、「負担が偏りすぎないよう幅広い税目による負担が必要なことを明確にして、理解を得る努力を行うべきである。」と明記した。

岸田内閣総理大臣は、同年12月8日の政府与党政策懇談会において、防衛力整備計画の規模を43兆円程度とし、令和9年度には防衛費とそれを補完する取組を合わせ、現在の国内総生産（GDP）の2%に達するよう予算措置を講じる旨述べた。そして、令和9年度以降、防衛力を安定的に維持するためには、毎年度約4兆円の追加財源の確保が必要とな

³⁸⁾ 指定期間（平成24年4月1日から平成27年3月31日まで）内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後3年を経過する日までの期間内の日に属する事業年度を課税事業年度とすることとされた。

³⁹⁾ 「税関係協議結果」（平成23年11月10日 民主党税制調査会長、自由民主党税制調査会長、公明党税制調査会長）

⁴⁰⁾ 平成22年度税制改正により、平成22年10月1日から1本当たり3.5円の税率上げが実施された。

⁴¹⁾ 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）

⁴²⁾ なお、復興特別法人税は、平成26年度税制改正において、足元の企業収益を賃金の上昇につなげていくきっかけとするため、1年前倒しで廃止された。

⁴³⁾ 「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）

⁴⁴⁾ 「「国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議」報告書」（令和4年11月22日）

るとし、その約4分の3については、歳出改革、決算剰余金の活用、税外収入を活用した防衛力強化資金の創設など、様々な工夫を行うことにより賄うこととした上で、残り約4分の1の約1兆円強については、国民の税制で協力をお願いしなければならないとした⁴⁵。

12月16日にはいわゆる安保三文書⁴⁶が閣議決定され、防衛力整備計画において、令和5年度から令和9年度までの5年間における同計画の実施に必要な防衛力整備の水準に係る金額を43兆円程度、同計画期間の下で実施される各年度の予算の編成に伴う防衛関係費は40.5兆円程度⁴⁷（令和9年度は8.9兆円程度）とされた。そして、令和9年度以降に防衛力を安定的に維持するための財源、及び令和5年度から令和9年度までの同計画を賄う財源の確保については、歳出改革、決算剰余金の活用、税外収入を活用した防衛力強化資金の創設、税制措置等、歳出・歳入両面において所要の措置を講ずることとされた⁴⁸。

（2）税制措置の概要

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置については、同年12月16日に決定された与党税制改正大綱において、法人税及び所得税に新たな付加税を課すとともに、たばこ税の引上げを段階的に実施する方針が示され、その施行時期は「令和6年以降の適切な時期」とされた（図表6）⁴⁹。政府は、その内容の更なる詳細や具体的な実施時期等について、今後改めて与党税制調査会において議論が行われるなどとして、与党税制改正大綱の記述以上のことはほとんど明らかにしていない⁵⁰。

また、令和5年6月16日に閣議決定された骨太方針2023⁵¹において、「税制措置の開始時期については、令和7年以降の然るべき時期とすることも可能となるよう5兆円強の確保を目指す税外収入の上積みやその他の追加収入を含めた取組の状況を踏まえ、柔軟に判断する。」と、令和7年以降への先送りを示唆する文言が盛り込まれている。

図表6 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

わが国の防衛力の抜本的な強化を行うに当たり、歳出・歳入両面から安定的な財源を確保する。税制部分については、令和9年度に向けて複数年かけて段階的に実施することとし、令和9年度において、1兆円強を確保する。具体的には、法人税、所得税及びたばこ税について、以下の措置を講ずる。

① 法人税

法人税額に対し、税率4～4.5%の新たな付加税を課す。中小法人に配慮する観点から、課税

⁴⁵ 政府与党政策懇談会<https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/actions/202212/08yoto_kondankai.htm>（令5.7.21最終アクセス）

⁴⁶ 「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」（令和4年12月16日閣議決定）

⁴⁷ その前提として、次の措置を採ることとしている。①自衛隊施設等の整備の更なる加速化を事業の進捗状況等を踏まえつつ機動的・弾力的に行うこと（1.6兆円程度）。②一般会計の決算剰余金が想定よりも増加した場合にこれを活用すること（0.9兆円程度）。

⁴⁸ 税外収入の確保等に当たって法改正が必要な事項については、第211回国会に我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案（閣法第1号）が提出され、令和5年6月16日に可決、成立した（令和5年法律第69号）。

⁴⁹ 「令和5年度税制改正の大綱」（令和4年12月23日閣議決定）にも同内容が明記された。

⁵⁰ 第211回国会衆議院財務金融委員会議録第14号11頁（令5.4.18）、第211回国会参議院財政金融委員会会議録第15号（令5.6.13）等

⁵¹ 「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）

標準となる法人税額から500万円を控除することとする。

② 所得税

所得税額に対し、当分の間、税率1%の新たな付加税を課す。現下の家計を取り巻く状況に配慮し、復興特別所得税の税率を1%引き下げるとともに、課税期間を延長する。延長期間は、復興事業の着実な実施に影響を与えないよう、復興財源の総額を確実に確保するために必要な長さとする。

廃炉、特定復興再生拠点区域の整備、特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた具体的な取組みや福島国際研究教育機構の構築など息の長い取組みをしっかりと支援できるよう、東日本大震災からの復旧・復興に要する財源については、引き続き、責任を持って確実に確保することとする。

③ たばこ税

3円/1本相当の引上げを、国産葉たばこ農家への影響に十分配慮しつつ、予見可能性を確保した上で、段階的に実施する。

以上の措置の施行時期は、令和6年以降の適切な時期とする。

(出所) 令和5年度税制改正大綱(令和4年12月16日 自由民主党・公明党)より抜粋

6. 今後の議論に向けた主な論点

以上、たばこ税等の沿革を振り返るとともに、湾岸危機及び東日本大震災に際しての臨時の財政需要に対応するための税制措置、今般の防衛力強化に係る財源確保のための税制措置について、その経緯等を概観した。

たばこ税等は、国の厳しい財政事情なども含めた様々な財政需要に際し、言わば困ったときの財源として幾度も増税対象とされてきた。その背景には、たばこが特殊な嗜好品として、歴史的に国の財源確保に貢献する役割を果たしてきたことから、いわゆる財政物資と位置付けられ、政府の意向次第で増税することが比較的容易となっていることがある。さらに、近年は、健康志向の高まりや喫煙者の減少に伴い、たばこ税等の増税が容認されやすい素地が形成されつつある⁵²。

こうしたことから、たばこ税等の増税に際しては、特定の財源に充てる場合も含め、財源確保の目的とたばこの関連性が重視されることはほとんどなかった。この点は、今般の防衛財源確保のための税制措置についても同様である。

防衛財源確保のためのたばこ税の増税については、具体的な制度内容が明らかでないところもあるため、詳細な検討を行うことは困難であるが、以下、これまでのたばこ税等の増税をめぐる経緯等を踏まえつつ、今後の議論に向けた主な論点を整理する。

(1) たばこ税を財源とする理由

上述のとおり、たばこ税等はこれまで様々な財政需要に対応するため増税されてきたが、その際、たばこが特殊な嗜好品であり財政物資と位置付けられること等以上の理由が説明されることはほとんどなかった。

湾岸危機対応のための税制措置について、財務省の『平成財政史』には、石油税は「石

⁵² たばこ税の創設から平成18年度税制改正まで、一度の改正で1円/1本以上の税率引上げが行われたことはなかったが、平成22年度税制改正において、「国民の健康の観点」から、国・地方合わせて3.5円/1本の大幅な引上げが実施された。その後の平成30年度税制改正においても段階的に3円/1本の引上げが行われるなど、その増税幅が近年大きくなってきていると言える。

油の消費の抑制という点からいっても非常に意味がある」、法人税は「企業活動ということ考えたときに、この湾岸問題が平和裡に早く解決するということが非常に大切だから」とされた一方で、たばこ税は「通産省が2本を背負うんなら、大蔵省も1本背負えというだけの理屈」であったと記述されている⁵³。石油税や法人税については湾岸危機との関連性も含めた説明がなされたが、たばこ税については、単に省庁間のバランスが考慮された結果、俎上に上ったことがうかがえる。

たばこ特別税の創設の際には、国鉄等の債務処理の財源をたばこの税で確保する理由について、国会において追及がなされた。宮澤大蔵大臣（当時）は、国鉄等の債務問題がたばこ直接関係があるわけではないことは認めつつ、たばこが嗜好品であること等を理由に挙げて説明している⁵⁴。『平成財政史』によれば、国鉄等の債務処理の財源については、運輸省の予算カットやJRの追加負担、交通利用者の負担増なども含めた様々な案が浮上したが、調整が難航し、「土壇場で浮上」したのがたばこ特別税の創設であったとされ、「国鉄や国有林野事業とおおよそ関係のないたばこの増税に財源を求めたところに、これらの問題処理がいかに困難であったかが表れている」とされている⁵⁵。

一般の防衛力強化のための財源確保についても、たばこ税の増税による必然性があるとは必ずしも言えない。所得税、法人税及びたばこ税の3税目が対象とされた理由について鈴木財務大臣は、与党税制調査会において幅広い税目について議論が行われた結果、防衛力の強化は国民の命、暮らし、事業を守るためのものであり、「法人や個人に広く裨益するもの」であることを踏まえ、法人税及び所得税が対象とされたとする一方で、たばこ税については、「特殊な嗜好品であり、一定の税収が確保できる物資としてのたばこの性格」に着目して対象とされた旨答弁しており⁵⁶、防衛力強化とたばこの関連性は特に考慮されていないことが明らかにされた。しかし、法人税及び所得税については「広く裨益する」ことを理由に広く負担を求めるとしながら、一方では基本的に喫煙者のみが負担することとなるたばこ税を財源とすることについては、政府が十分な説明責任を果たすべきであろう。財政物資としての性格を持つたばこが、財源不足を補う役割を担うことはやむを得ない側面もあるとはいえ、防衛力強化と関連性のないたばこに財源を求めるのであれば、納税者等の納得を得られるよう説明を尽くすことが求められる。

（2）たばこ税の増税による影響

たばこ税の増税が行われれば、価格の上昇を通じて販売数量の減少につながると考えら

⁵³ 財務省財務総合政策研究所財政史室編『平成財政史—平成元～12年度 第4巻 租税』（平26.3.28）323～324頁（尾崎護氏の口述記録による）

⁵⁴ 「国税としてのたばこにたばこ特別税を設けて、比較的どちらかといえば嗜好品であり、価格の中の税金分もだんだん少しずつ低下しておりますから、たばこを嗜好とされる方に負担をしていただく。これは、直接たばここれとが関係があるわけではございませんで、一般会計の歳入を、いろんな税が歳入を形づくっておるわけでございますから、その一般会計の歳入に貢献するたばこ税、そういう意味でお願いをしようということになったわけであります。」と述べている（第143回国会衆議院日本国有鉄道清算事業団の債務処理及び国有林野事業の改革等に関する特別委員会議録第3号7頁（平10.9.4））。

⁵⁵ 財務省財務総合政策研究所財政史室編『平成財政史—平成元～12年度 第4巻 租税』（平26.3.28）742～743頁

⁵⁶ 第211回国会参議院財政金融委員会会議録第10号（令5.5.25）

れる。紙巻たばこの小売価格のうち税負担割合は6割を超えており⁵⁷、増税が価格に与える影響は大きい。既に見たように、紙巻たばこの販売数量は平成8年をピークに減少傾向が続いている。国民の健康志向の高まりによる需要減等も考えられるが、累次の増税に伴う価格上昇もその要因の一つと言えよう。

たばこ税の増税に際しては、たばこ関連産業をなりわいとする人々への配慮が欠かせない。我が国の葉たばこ農家の作付面積、農家戸数及び生産額はいずれも減少傾向が続いているが⁵⁸、葉たばこは、他の農作物に比べて収入が大きいということもあり、依然として、特に九州地方や東北地方等で重要な産物となっており、地域農業において重要な位置を占めるとされる⁵⁹。たばこ小売店数も減少傾向が継続しているが、営業形態別の構成比率を見ると、たばこ専門店がコンビニエンスストア、酒類販売業に次ぐ割合となっている⁶⁰。今後の増税によってたばこの販売数量が大きく減少すれば、葉たばこ農家やたばこ小売店等の生活に打撃を与える可能性もある。

防衛財源確保のためのたばこ税の増税規模は2,000億円程度とされている⁶¹。平成30年度税制改正のたばこ税見直しによる増収見込額は、国・地方合わせて2,360億円とされた。今般の2,000億円が国・地方合わせたものかどうかは不明だが、全体の規模としては平成30年度税制改正とほぼ同等のインパクトとなる。今般のたばこ税の増税方針については、たばこ販売業者やたばこ耕作者の団体から、平成30年から5年連続の増税が行われたばかりであることなどを理由に反対する意向が表明されている⁶²。平成23年の復興財源の確保においては、たばこ税が2年連続の増税となることについて当時の野党を中心に批判もあり、結果的に法案修正で増税が取りやめられた経緯もある。政府には、増税による葉たばこ農家やたばこ小売店等への影響、市場や産業への中長期的な影響等を適切に把握した上で、それらを十分に考慮した制度設計が求められよう。

(3) 国と地方の配分

防衛財源確保のためにたばこ税の税率を見直すのであれば、国・地方の税率配分についても検討が必要となる。現行制度に至るまで、国のたばこ税等と地方のたばこ税の税率が同一となるように税率の見直しが行われる場合が多かった。

平成10年のたばこ特別税の創設時には、国税であるたばこ特別税が創設される一方で、

⁵⁷ 代表的な紙巻たばこの小売定価580円（20本入り）のうちたばこ税等の負担割合は52.6%、消費税を合わせた税の負担割合は61.7%とされている（財務省「代表的な紙巻たばこ1箱当たりのたばこ税等の税額及び税負担割合」〈https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d08_2.pdf〉（令5.7.21最終アクセス））。

⁵⁸ 例えば昭和60年に78,653戸であった葉たばこ農家戸数は、令和4年には2,292戸まで減少している（財政制度等審議会たばこ事業等分科会（第45回）（令5.4.27）資料4「たばこ・塩を巡る最近の諸情勢について」）。

⁵⁹ 財政制度等審議会たばこ事業等分科会（第45回）（令5.4.27）議事録（宮島香澄委員の質疑に対する財務省理財局たばこ塩事業室長の説明）

⁶⁰ コンビニエンスストアが26.7%、酒類販売業者が13.9%、たばこ専門店が12.7%となっている（財政制度等審議会たばこ事業等分科会（第45回）（令5.4.27）資料4「たばこ・塩を巡る最近の諸情勢について」）。

⁶¹ 鈴木財務大臣は各税目の規模の目安について、法人税6,000億円強から7,000億円強程度、所得税2,000億円程度、たばこ税2,000億円程度となる旨答弁している（第211回国会衆議院本会議第5号8頁（令5.2.9））。

⁶² 全国たばこ販売協同組合連合会及び全国たばこ耕作中央組合中央会は、連名で「防衛費増額に伴う次期たばこ税制に関する要望書」を自民党総務会長、政務調査会長など幹部に提出している（全国たばこ販売協同組合連合会『全国たばこ新聞』第924号（令5.3.27））。

地方のたばこ税については税率等の見直しが行われなかった。そのため、たばこに係る税の税収に占める地方分の割合が減ることを問題視する指摘もあった。また、国の増税によってたばこの売上げが減少し、その分地方の税収が減少することになるとの指摘もなされた⁶³。その後、たばこ特別税の創設直後の平成11年度税制改正において、所得税等のいわゆる恒久的な減税の実施に伴う国から地方への税源移譲が行われた結果、平成11年5月から国のたばこ税等の税率と地方のたばこ税の税率が同一となった。

また、復興財源については、平成23年の第179回国会提出時の復興財源法案において、国の新税として1,000円/千本の復興特別たばこ税を10年間の措置として設けるとともに、地方のたばこ税についても、同日に国会に提出された地方税の臨時特例法案⁶⁴により、地方公共団体によって行われる復興事業の財源確保のため、平成24年10月1日から平成29年9月30日までの5年間、税率を1,000円/千本（道府県たばこ税395円/千本、市町村たばこ税605円/千本）引き上げることとされていた⁶⁵。この点について川端総務大臣（当時）は「国と地方のたばこの税率配分を一対一とする必要がある」旨述べている⁶⁶。なお、その後の法案修正によって、国のたばこ税の場合と同様、地方のたばこ税に関する規定は削除された。

国の防衛力強化のための財源については、地方税ではなく国税で賄われるべきものであろう。とはいえ、仮に国のたばこ税のみを引き上げることとする場合、かつて指摘されたように、増税によるたばこの売上減少が地方の減収につながることも考えられる。今後、地方財政に配慮した対応を検討することも課題となろう。

（たかぎ なつこ）

⁶³ 宮澤大蔵大臣（当時）は、「確かにたばこ特別税と名づけまして地方の税源を、取り分は排除しております。国だけが取るということになっておりますから、ここらあたりは何かちょっと気になるところがあるという問題だと思っております、本当ならば普通は国と地方を分けるわけがございますから。」と述べている（第143回国会参議院日本国有鉄道清算事業団の債務処理及び国有林野事業の改革等に関する特別委員会会議録第3号6頁（平10.10.12））。

⁶⁴ 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案（閣法第3号）

⁶⁵ 国税については特別税を創設する一方で地方は税率引上げによることとしたのは、地方税については地方の事務負担に配慮したためであるとされた。また、復興特別たばこ税が10年間、地方のたばこ税の税率引上げは5年間と期間が異なる理由は、国と地方それぞれ税制措置で確保すべき財源規模が異なるためとされた（第179回国会衆議院本会議録第6号11頁（平23.11.7））。

⁶⁶ 第179回国会衆議院本会議録第6号12頁（平23.11.7）